

「会員会費」「各種募金」の使い道

（会員会費・日赤活動資金・赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金）

「会員会費」の使い道（一例）
“もしも”の時の緊急連絡先に～安心・安全情報キット配付事業～



家族等の連絡先を記載できる情報シートとキットを配付

「安心・安全情報
キット」って
なに？



- ・「緊急時の連絡先」などを書いたシートをプラスチック製のキットに入れ、「冷蔵庫」に保管しておくんだ♪
- ・“もしも”の時、救急隊員や近所の人たちがシートを確認して、迅速な対応につなげるためのものなんだよ♪



社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会

〒320-0806 宇都宮市中央1丁目1番15号

電話：028(636)1215 FAX：028(638)9856

「会員会費」の使い道（一例）

会員会費の趣旨

- ・ 社協会員会費は、住民の皆様の身近な生活や福祉の問題を解決し、安心して暮らせる地域をめざし、市内各地区（39地区）や市内全域を対象に実施している地域福祉活動の財源となっています。

活用先と使い道

○宇都宮市内

- ・ 地区（39地区）の地域福祉の推進に
- ・ 市内全域の地域福祉の推進に

会費額（年額）

普通会費	300円（各世帯）
特別会費	1,000円（個人）
団体会費	5,000円（施設・団体等）
賛助会費	10,000円（企業・事業所・個人等）

推進期間

5月～3月

地区で実施されている福祉活動に



▲認知症予防講座（瑞穂野地区社協）

子どもたちの思いやりの心を育むために



▲出前福祉共育講座（視覚障がいの理解）

「日赤活動資金（社資）」の使い道（一例）

日赤活動資金（社資）の趣旨

- ・ 日本赤十字社活動資金（社資）は、災害救護、国際救援や開発協力、救急法等の講習会の普及、ボランティア活動の推進、青少年赤十字の活動などを支えるための財源となっています。

活用先と使い道

○「宇都宮市内」と「国内外」

- ・ 災害や火災等で被害に遭った方への救援物資の配付
- ・ 国外の人道支援活動 など

目安額

500円

推進期間

7月～3月



※宇都宮市社会福祉協議会は、「日本赤十字社宇都宮市地区」として、事務局を担っています。

市内の被災者支援のために



▲火災等で被災した方への救援物資の配付

国外の人道支援活動に



▲国外での活動

「赤い羽根共同募金」の使い道（一例）

赤い羽根共同募金の趣旨

- ・ 赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ。」として展開されています。

活用先と使い道

- 「宇都宮市内」と「栃木県内」
 - ・ 市内で実施される地域福祉活動
 - ・ 社会福祉施設、県域団体の活動支援 など

目安額

300円（各世帯）

※企業や事業所、学校などからも協力を得ています。

推進期間

10月～3月

※宇都宮市社会福祉協議会は、「栃木県共同募金会 宇都宮市支会」として、事務局を担っています。



災害ボランティア活動の支援に



▲令和元年東日本台風（宇都宮市内）

県内の社会福祉施設のために



▲障がい者授産施設の機材整備

「歳末たすけあい募金」の使い道（一例）

歳末たすけあい募金の趣旨

- ・ 歳末たすけあい募金は、高齢者や障がい者などで支援を必要とする方々が、新たな年を迎える時期に、地域において自分らしく安心して暮らすことができるよう支援する募金として、地域住民や関係機関・団体等の皆様の協力のもと展開しています。

活用先と使い道

- 宇都宮市内
 - ・ 地区で開催される地域住民交流事業
 - ・ 民間保育園と地域の交流事業 など

目安額

200円（各世帯）

推進期間

10月～3月（赤い羽根共同募金と同時期に推進）

※宇都宮市社会福祉協議会は、「栃木県共同募金会 宇都宮市支会」として、事務局を担っています。



中学生も一緒に高齢者宅を訪問



▲中央地区社会福祉協議会

サンタさんからプレゼント



▲認定しらゆりこども園

〔宇都宮市社協が実施している事業(一例)〕

～ふれあい・いきいきサロン事業～

ふれあい・
いきいき
サロンって
なに？



- ・公民館などの身近な場所に設置されている「地域みんなが自由に参加できる交流の場」のことだよ♪
- ・レクリエーションや健康体操、季節の行事など、みんなで考えながら、自由に楽しい時間を過ごしているのよ♪



▲地域で実施されているサロン

～車いす等貸出事業～

どんな人が
借りられるの？



- ・病院などからの一時帰宅やケガ、旅行などで「一時的に」車いすなどの利用が必要な人が、無料で「3ヵ月まで」借りられるんだ♪
- ・子ども用の車いすもあるんだよ♪



税制上の優遇措置について

社協会員会費、日赤活動資金、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金は、税制優遇措置の対象となっています。詳細は、税務署へお問合せください。

宇都宮市社会福祉協議会（通称：社協）は、市内39地区に地区社会福祉協議会を設置し、すべての市民の皆様が安心して生活できる福祉のまちづくりを目指し、宇都宮市や市自治会連合会、市民生委員児童委員協議会などの関係機関・団体とともに、身近な地域における福祉活動やボランティア活動などを推進する公共性・公益性の高い民間の非営利組織です。

※会費や募金は皆さまの意思に基づくもの（任意）であり、強制するものではありませんが、なにとぞ、皆さまのご協力をお願い致します。

